

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	御所湖広域公園整備事業			事業コード	0776
所属コード	092000	課等名	公園みどり課	係名	花と緑のまちづくり担当
課長名	及川直文	担当者名	美濃部計久	内線番号	7270
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	うるおいのある公園・街路樹の確保	コード	4
	基本事業	スペースの確保	コード	1
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 7 目 県営公園事業負担金 (002-06)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☐ 単年度繰返 ☒ 期間限定複数年度		開始年度	S55 年度
根拠法令等	地方財政法第 27 条			

(2) 事務事業の概要

御所湖を中心として県民が利用することを目的に、岩手県（事業主体）が行う広域公園整備事業の経費の一部を、地方財政法に基づき、地元である盛岡市が昭和 55 年度から負担している。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 55 年に御所湖広域公園として岩手県が都市計画決定し、整備に着手した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 23 年 3 月 8 日付けで都市計画法に基づき事業計画の変更を行った。事業計画変更により、事業期間が平成 23 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日まで延長され、事業費が 120.5 億円から 113.0 億円となった。主な施設の変更は、レクリエーション需要、環境保全の必要性からサイクリングコース、自転車休憩所、駐車場、オートキャンプスペース等を削除し、ビオトープ、水生植物園、ヒースガーデンを追加した。平成 18 年度から指定管理者制度が導入され民間会社が指定管理者となった。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- ・都市計画決定された広域公園
- ・公園利用者（全市民）

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 計画公園面積	ha	47.8	47.8	47.8	47.8	47.8
B 人口	人	297,148	298,853	298,853	299,220	299,220
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

県施行による公園整備事業の事業費の一部を、地元である雫石町と盛岡市で負担金を支出した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 供用開始面積	ha	20.35	20.35	20.35	20.35	20.35
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

市民が快適に使える公園にする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 供用開始面積／計画公園面積	■上げる □下げる □維持	%	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5
B 供用開始面積／人口	■上げる □下げる □維持	m ² / 人	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	5,600	7,900	8,900	7,100
	④一般財源	千円	714	882	996	749
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	6,314	8,782	9,896	7,849
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	100	100	100	100
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	400	400	400	400
計	トータルコスト A+B	千円	6,714	9,182	10,396	10,349
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている

理由：広域圏にまたがる公園であり，都市計画法に基づく公園整備事業である。岩手県が行う事業ではあるが，市における公園緑地面積が増えると共に，計画的な緑の保全が行われるため，結びついている。

② 市の関与の妥当性

妥当である

理由：法定事務である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である

理由：法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある

その内容：本事業は，岩手県が事業主体となって行う事業に対して，地方財政法に基づき事業費を負担するものであるから，市が休止・廃止すれば事業の休廃止に及びかねない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある

その内容：整備費をより多く投入することにより，用地の確保や施設整備が進捗し，早期の供用開始が期待できる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益機会の適正化余地

公平・公正である

理由：整備された公園は、誰でも利用できることから、公平・公正である。

費用負担の適正化余地

公平・公正である

理由：管理運営団体が一部レクリエーション施設について利用料金を徴収している。

(4) 効率性評価

事業費の削減余地

削減できない

理由：地方財政法に基づき事業費の一部を負担するものであるから削減できない。

人件費の削減余地

削減できない

理由：人件費は予算措置や負担金納入のためのものであり、削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

岩手県が事業主体となっていく広域公園整備事業に対する経費を一部負担する事業であり、市としての改革改善の余地は少ない。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）

☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）

☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

公園全体の整備が完了するまでには、まだ相当の期間を要するが、今後も本事業を継続し、整備の進捗を図る必要がある。